

医療・福祉部会における福祉医療機構の長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて

- 福祉医療機構の長期借入金及び債券発行については、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第17条第2項）。

また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（同法第22条第2項）。

- もっとも、福祉医療機構の長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、意見をいただく形に代えて、第4回及び第7回医療・福祉部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【医療・福祉部会における福祉医療機構の長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

- ① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



- ② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。



- ③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ なお、部会長の了承を経て厚生労働大臣の認可がなされた事案については、速やかに部会に報告している。

また、長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。